

# 長崎県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例

平成28年2月17日 条例第2号

最終改正 令和7年2月17日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づき、法及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）に定めるもののほか、長崎県後期高齢者医療広域連合の処分に関する審査請求について、必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 法第38条第6項において読み替えて適用する同条第4項の手数料は、徴収しない。

(審査会の設置)

第3条 長崎県後期高齢者医療広域連合は、法第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに、長崎県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第4条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第5条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから広域連合長が任命する。

2 委員は、その者の任命に係る事件に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第7条 審査会は、全ての委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、委員の過半数をもって決する。

(準用規定)

第8条 第2条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第4項の手数料について準用する。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

(罰則)

第10条 第5条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月12日条例1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。